

鳥取県告示第 1079 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
468	株式会社島根銀行 角盤町支店	売りさばき場所	米子市角盤町三 丁目 7	米子市錦町三丁 目 68—8	平成 19 年 12 月 10 日